

# 鳥取縣公報

縣令

昭和十六年十二月十二日  
第一千二百九十二號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

## ◇鳥取縣令第七十一號

市町村立小學校教員加俸給與細則中左ノ通告正ス

昭和十六年十二月十二日

鳥取縣知事

入田三郎

「市町村立小學校教員加俸給與細則」ヲ「國民學校職員加俸給與細則」ニ改ム

第一條中第一號表ヲ別記ノ通告メ「市町村立小學校教員加俸令」ヲ「國民學校職員加俸令」ニ改ム

第二條中第二號表ヲ別記ノ通告メ「市町村立小學校教員加俸令」ヲ「國民學校職員加俸令」ニ改ム

第五條中「市町村立小學校教員加俸令」ヲ「國民學校職員加俸令」ニ改ム

第七條削 除

第八條中「市町村立小學校教員加俸令」ヲ「國民學校職員加俸令」ニ「小學校」ヲ「國民學校」ニ改ム

第九條中「市町村立小學校教員加俸令」ヲ「國民學校職員加俸令」ニ改ム

第十條中「市町村立小學校教員加俸令」ヲ「國民學校職員加俸令」ニ「市長又ハ市町村立小學校長」ヲ「國民學校長」ニ改ム

第十一條中「第四號」ヲ「各號」ニ「市長又ハ市町村立小學校長」ヲ「國民學校長」ニ改ム

附 則

鳥取縣公報 每週 曜日發行

（休日ニ當ル）  
時ハ翌日

昭和十六年十二月十二日  
第一千二百九十二號

（昭和四年四月十五日）  
第三種郵便物認可

一

00632

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ年功加俸ヲ受クル者ニシテ別ニ辭令ヲ發セラレザル者ハ國民學校職員ニ現ニ受クル加俸額相當ノ加俸ヲ給セラレタルモノトス

第一號表

年功加俸種別	訓導及養護訓導	准訓導
加俸令第三條第二項前段ニ依ル給與金額	二四圓乃至三六圓	一二圓乃至一八圓
同 第二項後段ニ依ル加給金額	一八圓乃至二七圓	一二圓乃至一五圓

第二號表

特別加俸種別	訓導	養護訓導	准訓導
加俸令第七條第一項ニ依ル支給金額	三〇圓乃至三六圓	一	一
同 第二項ニ依ル支給金額	二四圓乃至三〇圓	一	一
同 第三項ニ依ル支給金額	一八圓乃至二四圓	一八圓乃至二四圓	一二圓乃至一八圓
同 第四項ニ依ル加給金額	一八圓乃至二四圓	一八圓乃至二四圓	一二圓乃至一八圓

00633

訓令

鳥取縣訓令甲第二十八號

市町村長

大正十一年三月鳥取縣訓令第八號短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法施行ニ關スル規程取扱手續ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年十二月十二日

鳥取縣知事 八田三郎

告示

鳥取縣告示第九百五十五號

僻陬地國民學校指定

國民學校職員加俸令第七條第三項ノ僻陬地國民學校ヲ左ノ通定メ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十六年十二月十二日

鳥取縣知事 八田三郎

一等僻陬地

入頭郡	上私都國民學校明邊分教場	同郡	大國民學校杉森分教場
同郡	同 校姫路分教場	同郡	同 校板井原分教場
同郡	佐治第三國民學校尾際分教場	同郡	若櫻國民學校來見野分教場
		同郡	同 校春米分教場

同郡 智頭國民學校上板井原分教場  
 東伯郡 古布庄國民學校三本杉分教場  
 同郡 小鹿國民學校中津分教場  
 同郡 竹田國民學校福山分教場  
 同郡 同 校大谷分教場  
 同郡 以西國民學校大父分教場  
 日野郡 米澤國民學校下蚊屋分教場  
 同郡 多里國民學校萩山分教場  
 二等 僻 陬 地  
 入頭郡 池田國民學校吉川分教場  
 同郡 同 校落折分教場  
 同郡 丹比國民學校橫地分教場  
 同郡 社國民學校江波分教場  
 同郡 山形第二國民學校

氣高郡 神戸國民學校岩坪分教場  
 同郡 小鷲河國民學校河内分教場  
 東伯郡 旭高勢國民學校柿谷分教場  
 同郡 竹田國民學校木地山分教場  
 同郡 高城國民學校河來見分教場  
 同郡 三德國民學校吉原分教場  
 西伯郡 賀野第二國民學校  
 日野郡 日光國民學校大河原分教場  
 同郡 米澤國民學校御机分教場  
 同郡 福榮國民學校豊榮分教場  
 同郡 日光國民學校添谷分教場

◆鳥取縣告示第九百五十六號

昭和十六年五月鳥取縣告示第四百十號アルミニウム及アルマイト製家庭器物ノ販賣價格中左ノ通改正ス  
 昭和十六年十二月十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 アルミニウム及アルマイト製家庭器物ノ販賣價格

(一五) 水 筒 (單位一箇)

種別	容量 (單位合)	重量 (單位瓦)	小賣業者最高販賣價格	アルマイト製品
學生用	二、〇	六〇	九五	一四五
同	三、〇	八〇	一、一三	一、七四
青訓用	三、四	一四〇	二、一三	二、八一
登山用	五、四	一六〇	二、三四	三、一三

◆鳥取縣告示第九百五十七號

入頭郡丹比村負債整理委員會ヲ廢止セリ

昭和十六年十二月十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◆鳥取縣告示第九百五十八號

米子財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通交付セリ

昭和十六年十二月十二日

區分 番號 交付年月日 鳥取縣知事 所屬廳名 職名 氏名  
 縣稅檢査章 一〇六 昭和十六年十二月二日 西伯郡所子村役場 書記 門脇武夫

鳥取縣告示第九百五十九號

米子財務出張所管内ニ於ケル左ノ者ニ對シ交付セル縣稅檢査章ハ爾後無効トス

昭和十六年十二月十二日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

番號	事由	所屬廳名	職名
三五	紛失	西伯郡所子村役場	書記
			門 脇 恒 義

鳥取縣告示第九百六十號

府縣道鳥取岡山線中左ノ通其ノ道路ノ區域ヲ變更シ變更道路ハ改築シタル道路ノ地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ昭和十六年十二月一日ヨリ供用ヲ開始ス但シ不用ニ歸シタル道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十六年十二月十二日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

現 在 路 線	變 更 路 線
---------	---------

岩美郡倉田村大字圓通寺字待居七番地ノ二地先ヨリ同村大字圓通寺字待居一五番地先大字同字境五三八番地先大字同字下井古五三三番地先大字同字中會七一四番地先大字同字内町屋敷五〇二番地先大字同字茶屋土居七七三番地先ヲ經テ大字同字松ノ下入三四ノ二番地先ニ至ル

岩美郡倉田村大字入坂字小保手中九四番地ノ一地先ヨリ同村大字圓通寺字境五四四番地大字同字境五三八番地先大字同字境五三三番地先大字同字下井古五三三番地先大字同字外町屋敷七一四番地先大字同字茶屋土居七七三番地先ヲ經テ大字同字松ノ下入三四ノ二番地先ニ至ル

鳥取縣告示第九百六十一號

明治三十九年四月勅令第九十六號ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スベキ神社ヲ左ノ通指定ス

昭和十六年十二月十二日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

社 格	所 在 地 名	神 社 名
村 社	入 頭 郡 河 原 町	樋 口 神 社

鳥取縣告示第九百六十二號

明治四十一年七月內務省令第十二號會計ニ關スル規程ヲ適用スベキ神社ヲ左ノ通指定ス

昭和十六年十二月十二日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

社 格	所 在 地 名	神 社 名
村 社	入 頭 郡 河 原 町	樋 口 神 社

鳥取縣告示第九百六十三號

西伯郡賀野村朝鍋川沿岸耕地整理組合設立ノ件認可セリ

昭和十六年十二月十二日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

彙

報

00638

電燈用電力の使用制限

冬期は節電が最も大切

僅の電気もお國の爲に

(保安課)

時局はいよいよ来る處に到着した。十二月八日、遂に帝國の英米に對する宣戰の大詔は降下したのである。これより我が國民はこれまでに數倍して緊張した長期の戰時生活に構進しなければならぬのであるが、これはもとより一億國民のかねて覺悟して居るところである。

由來國難いよいよ到ると共に民心益々鞏固を致してこれを打開するは國史に明かな處であつて、今爾、未曾有の大難に突進するに當つて吾々國民の生活態勢の堅實さが奮然として一段の進展を見るべきはいふまでもない。そしてこの生活態勢の緊張はすべての日常生活に表現されるのであるが、その一部面として冬期の生活緊張に最も關係の深い電力の節約がある。

電氣此の超非常時局下に於て、高度國防の建設の爲に極め

て重要な役割をもつことはいふまでもないが、冬になると何れの川の水も減少するため水力發電所の發電力が減退するのと、これを補ふ爲に火力發電をするについては石炭が不十分な爲、發電力が全体として著しく低下するのを免れないのである。

從つて軍需及び生産力擴充の爲に必要な電力を不足させないため、出来るだけ電燈を節約する必要があるであつて、去る十一月一日附を以て遞信省告示第二千二百九號が公布せられ、十二月一日より次に述べる通り住宅用、事務所又は營業用、商店用等の電燈を使用し得る電力量の限度を設けて勵行することになつたのである。

この告示は國家總動員法に基くものであつて、國民一人殘らずこの基準を守らねばならぬのは勿論、告示の適用を受けない範圍の家庭に於てもこの精神によつて、國策遂行の爲にお互に協力して電燈の節約を圖らねばならないのである。電氣の用途は電燈・電力・電熱・ラヂオ等いろいろあつて、その各々がまた用途により重要性に差違があるので、使用し得る限度についても、それ／＼異なるわけであるが、茲では國民全体に關係のある住宅に於て

00639

電燈に使用し得る電氣の限度について述べる。

▽メートル供給による電燈の使用限度は十燈以上の需要家が適用を受けるのであつて、この場合アイロン等を使用する爲に壁や柱等に挿込取附けられてゐるコンセント一箇は普通電燈一燈として勘定される

▽住宅用としては、十燈の家では使用電力量の限度は一ヶ月に二五キロワット時、十燈を超過の場合は一燈に付一キロワット時の電力量を加へたものである。

▽營業用又は事務用は、十燈の場合の使用電力量の限度は一ヶ月に五〇キロワット時、十燈を超過の場合は超過一燈につき五キロワット時の電力量を加へたものである。

▽商店用としては、十燈の場合の使用電力量の限度は一ヶ月に一〇〇キロワット時、十燈を超過の場合は超過一燈につき一〇キロワット時の電力量を加へたもの、其の場合には昭和十四年一月分の使用電力量の七割が使用限度となつてゐる。

そして、以上の限度を超過した場合には一キロワット時につき五十錢づゝの料金を支拂はねばならぬことになつてゐるが、しかしこれは超過料さへ支拂へば超過消費をしても差支ないのであらうといつたやうな意味ではなく、場合によつては總動員法の罰則をも適用せられ、遞信局長からの命令により電氣の供給を中止さ

れることもあるのである。

取付電燈數が十燈に達しない家は遞信省告示の適用は受けられないことになつてゐるが、制限がないからといつていくら使つてもよいのではなく、大体の目標として取付燈數五燈までは一燈につき三キロワット時、六燈以上の分については一燈につき二キロワット時を目標として節約を勵行して戴きたいのである。

以下このキロワット時について判り易く説明すると、電力の單位をワットと云つて、使つた電氣の量をいひ表はすのにキロワット時といふ言葉を用ひるのであるが、一キロワット時は一キロワットの電氣を一時間使用した時の電氣量である。一キロワットは千ワットであるから、千ワット一時間點燈したとすれば

1000 (ワット) × 1 (時間) = 1000 (ワット時)

1000 (ワット時) ÷ 1000 = 1 (キロワット時)

である。従つて一キロワット時の電力量では電燈が何時間使用出来るかを示すと、電球一〇ワットのものを使用した場合

1000 (ワット時) ÷ 10 (ワット) = 100 (時間)

即ち一〇〇時間の點燈ができ、電球二〇ワットのものを使用すれば

1000 (ワット時) ÷ 20 (ワット) = 50 (時間)

即ち五〇時間の點燈が出来るわけである。

00640

以上のやうな方法によつて、三〇ワットの電球で一キロワット時の電氣を使用できる時間は約三十三時間、六〇ワットの電球では一キロワットの電氣を約十七時間、一〇〇ワットの電球では一〇時間使用できることがわかる。

又、ラジオの場合には四球程度で一キロワット時の電氣を使用できる時間は約六〇時間、アイロンは四ポンドの程度で四時間、電氣時計では同じく五〇時間使用できる。

さて、今或る家に十燈點灯してゐるとすれば、其の個々の電球のワット數(又は燭光)が異つてゐても、十燈全部のワット數、(又は燭光)を加へてその和に點灯した時間を乘じて一〇〇〇で割つたものが、其の家の一日の電力量即ちキロワット時となるのであつて、一ヶ月なら一日の電力量を三〇倍すれば一ヶ月のキロワット時が出るわけである。

又、一燭光は一・二五ワットであつて、一ワットを燭光になほせば〇・八燭光になるから、六〇ワットの電球は四十八燭光になる。

各位は右の標準によつて使用電力量を計算して各自の從來の使用ワット時數及び制限された標準使用電力量を算出して、知らず知らずの間に使用限度を超えないやうに五日目位毎に電氣メートルを檢べて、使用量の調節を圖るやうにされたものである。

又メートル制でなく、定額供給による電燈の場合には、取付總容量が四〇〇ワット又は三三〇燭を超える場合は、その八割までに制限せねばならないのであつて、制限の結果四〇〇ワット又は三三〇燭未滿となる場合は、その限度までに止めることが出来る。

以上この冬、住宅では如何に電氣の使ひ方をなすべきであるかについて述べたのであるが、一キロワット時の電氣でもこれを國家の爲に使ふのだといふ心構を以て、是非告示の限度に納まるやう電氣を使用されるやう切望する次第である。

### 木炭の増産とその消費

製炭者、消費者、取扱者

心を一にして木炭報國へ

(林務課)

寒い冬を迎へると共に木炭のことが國民一同の心に蘇つて來る政府でも木炭の生産と配給については種々の方法を講じて、その増産と消費の規制にいろいろ努力を拂はれて居り縣でもこれに伴

00641

つて、**木炭**が適正な措置に努めて居るのである。この際特に製炭業者を始め一般消費者等の一層の注意を喚起して木炭報國に邁進されるやう要望したいと思ふ。

本縣に於ける木炭の増産については生産者各位の非常なる協力によつて、昨昭和十五年度に於ては七百六十六萬貫の生産目標に對して八百餘萬貫の成績を得、なほ政府供出木炭としても九十萬貫の割當に對して百四萬貫といふ供出を得て、全國的に見ても有数の成績を収めることが出來たのであつて、本年度に於ては八百四十五萬貫の増産計畫を樹て、居るが、九月末までの成績によると十七%以上の増産成績になつて居ることはまことに喜ばしい次第である。

炭焼きといへば從來は如何にも下賤な職業であるかのごとく一般に誤解された弊があつて、山村民一部の極めて未開的なものゝ代名詞にさへ用ひられるやうな悲風もあつたのであるが、今や木炭は一般國民の採暖必需品たるに止まらず時局下最も重要な製鐵工業上の資源として、又、ガソリンの一滴は血の一滴といはれる大切なガソリンの代用として自動車等の動力用資源に、戰爭遂行中はもとより、今後東亞共榮圈確立の點からいつても非常に大きな役割を有するものであつて、他産業と同等といふよりそれ以上

に、食糧増産に匹敵する重要産業として、國策の上からも非常に重點を置いてその増産に努力されて居る。従つてその生産はたゞに山村のみに止まらず、今では本縣の如きも全縣下に亘つてこれが勵行を見るに至つて居ることは衆知の通りである。

又これを農村經濟の點から考へても、農村の經營といふものがその努力需要の上から極めて期的に偏在し、植付期や收穫期には莫大な勞働力を必要とするにも拘らず、冬期間に於ては閑散な生活を営まねばならぬ性質を持つてゐるが、木炭製造は主として冬期を中心として營まれるものであるから、農村經濟の運営上一般農家に木炭製造の仕事が最も適當なものであることが考へられるのである。

上述のやうに木炭の生産は實に國家的に極めて重要な産業となつてゐて、各位の努力によつて一俵でも一貫でも多く生産されなければならぬわけであるが、何といつてもこれまで一部の業者により、以前からあまり變らぬ方法で製造されてゐた關係から、その製造方法に至つてはまだ、研究と改良の餘地が残されてゐる。築窯や製炭の技術の上からいつても、炭材の利用や經營の方法にしても、その品位の向上に又その製炭量の増加に、いろいろの點に於て當事者のたゆまない研究と改良がなされねばならない

のであつて、一段と一般製炭者の精進が要望される次第である。近來の増産遂行に當つて各方面の努力と研鑽の程は、去る九月二十六日鳥取市ロゴスで催された、本縣林産物検査所及び木炭同業組合聯合會の主催による、木炭増産改良座談會の席上でも充分窺はれ、實際製炭に當つてゐる先覺者達の苦心はもとより、各地の増産改良組合や産業組合の方々の非常なる研究と指導、各地青年團員の熱心な奮闘等、實に涙ぐましいものがあるのであるが尙ほ一般業者への徹底については今後一層の勸奨と指導を必要とするものが多いと思はれる。切に各位の協力を切望にたえぬ次第である。

次に消費者及び一般取扱業者に對して注文したいことは、もつとく木炭を大切にしたいといふことである。國家的に見て木炭が如何に大切であるかといふことは先にも記したところであるが製炭業者がこれを製造する上の苦心を思ふと、一塊の木炭もおろそかにはならないわけである。製炭業者達は自宅から險阻な山道を一里も二里も或はもつとく凍く深山の奥に入つて、雪や糞の中で終日苦心に苦心を重ねて薪を作り木を切り、火を入れてからは火加減に非常な心血を注いで焼け加減に心をくばり、火の都會によつては深い雪の中を夜の一時二時、までも頭張つて

それから雪に埋められた山道を歸るとか又は大雪の中を築口に夜を明すことも珍しくない。これらの苦心を思ふとき吾々は實に一片の炭塊にもこの製炭者への感謝を忘れてはならないのである。

又この木炭を運搬する人達や、倉庫や驛等でこれを取扱ふ人達についていふと、もとより忙しい中に多量の荷物を扱はねばならぬ立場から考へると、自然その取扱ひに注意を缺くことのあるのも無理とはいへない點もあるのではあるが、製炭者が注意に注意を重ねて立派な品を造り出して居るのに、取扱者の僅な不注意からこれを粉砕したり雨に濡らしたり、或は俵をぐさぐさにしたりしてその品位を下げたしまふことは随分例が多いのであつて、自動車から放り出されたり汽車から投げられたり、驛前に雨の中に放置されたりして居るのを見る製炭業者が、「吾が子を打たれるやうな氣がする。」といふ氣持は實にさこそうなつかれる。製業者が吾が子を育てるやうにして焼いた炭、露にもあてぬやうにして、二俵ふにも上等の炭を上にして、少しでも損ぜぬやうにして險しい山道を背負つて歸る心持を思へば、取り扱ふ者としても充分注意して、これを破損せぬやう丁寧に扱ふやうに心懸けねばならぬわけである。

### かぜの豫防!

#### 健康は銃後の喫緊事

(衛生課)

寒さに向つて感冒がはやる季節になつたが、「風邪は萬病の基」と昔からいはれてゐる通り、僅な感冒と油断してゐるうちにこぢれると肺炎結核を起したりチフスその他いろいろな病氣を誘ひ出して取りかへしのつかぬことになる場合が多い。非常時下に於ける銃後の國民として、充分注意して感冒に犯されぬやうにすることは最も大切なことであるから、通俗的に豫防上の心得を述べらる。

#### ◆ 積極的豫防法

感冒は「インフルエンザ」菌による流行性感冒や毎年冬に咽喉を傷めてかかる感冒、及び寒冷その他皮膚の清潔を怠る等の不注意による偶發性のものであるが、平素から積極的に身体特に皮膚を鍛錬して寒さに逢つても少しも影響を受けず、又病原菌を吸つてもこれを撃滅する様な抵抗力を養つて置くことが大切である。それには

- (1) 夏から海水浴や適度の日光浴・空氣浴・冷水摩擦・乾布摩擦等を行ふことは平素抵抗力を養ふ上に効果が多い。殊に冷水摩擦や乾布摩擦は夏から漸次習慣づけることが安全である。
- (2) 滲出性體質とか腺病質のしまりのない、水ぶくれのした小兒は醫師の指導の下に日頃から鐵劑・砒素劑・肝油其の他の強壯劑をのませるなどの根本的な原因の根治に全力を注ぐことが最も大切である。
- (3) 扁桃腺肥大や「アデノイド」腺増殖症のある者は適當な時期に手術すること。

#### ◆ 消極的豫防法

- (1) 入浴後の湯冷めやうたたねをしたり雨にぬれたり急に寒い思ひをしたり、隙間風にあつたり、過勞等をしないやうにし、又うつ様な病の病人に接近する等も必ず避けること。感冒にかゝりやすい人や種々の慢性の病人、老人や子供等は殊にこのやうな注意が肝要である。
- (2) 天氣續きで空氣が乾燥し埃の多い日とか、活動寫眞等人込みの中では「マスク」をかけるがよい。しかし不潔な「マスク」は却つて有害である。但しあまり「マスク」をかけて呼吸器を弱めないことも大切である。

- (3) 外出から歸つたら「うがひ」をすること。「うがひ」は口や咽喉を清潔にするためであるから、普通の水か、ぬるま湯でよい晩茶や五十倍の硼酸水、余り塩からくない食塩水、百倍位の重曹水なら一層結構である。
- (4) 冬は空気がかほかから室内の乾燥を防ぐために「ストープ」火鉢の上に水を入れた金だらひや薬罐を置き、又時々窓をあけ放して汚れた空気を清くすること。
- (5) 厚着をしないこと。必要以上の厚着は皮膚の抵抗力をよほめかへつて感冒にかゝりやすくなる。殊に温い室から急に外に出る時は防寒衣を着た後外に出て鼻で呼吸をすること。口で呼吸をすると呼吸器病に罹る。
- (6) 炬燵の中には猛毒な一酸化炭素といふ有害な瓦斯があるから炬燵の中の氣を吸つてはならぬ。炬燵に這入つて寝るなどは、絶對にしてはならぬ。赤ん坊は足からはなして湯たんぽを入れてやり足がさばつてはゐないか充分氣をつけてさばつて見ねばならぬ
- (7) 風邪をひいたと感じたら寝るときに少し温い位の湯を稍々多量に吞んでねると良い。其の湯の中に、砂糖や酒類や、しょうがや、ねぎ等の汁の少量を加へると一層有効である。昔からうどんやそば、たべるとき種々の薬味を入れるのは、その豫防や治療の

爲に有効であるから行はれたことである。

(8) 風邪をひいたと思つたとき、風ぐすりやねつさましをのんでも二、三日でなほらぬときは「チフス」や肺炎其の他の重い病であることが多いから速に醫師の治療をうけねばならぬ。

◎文部省推薦兒童圖書

△コガモノタビ	藤澤龍雄 文書	東郷三郎
△昭一六・一〇・八	博文館 發行	二六頁 定價 四十錢
△コロチャントオトバイ (幼年童話)	與田準一 著	
△昭一六・九・一八	文昭社 發行	A 列五 一六五頁 定價 一圓三十錢
△四つのはたら	室生屋星 著	
△昭一六・九・一〇	小學館 發行	規格外判 六七五頁 定價 六十五錢
△小川の葦	坪田讓治 著	
△昭一六・八・二〇	中央公論社 發行	A 列五判 一〇一頁 定價 五十錢

昭和十六年十二月十二日印刷  
昭和十六年十二月十二日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所